



放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化 に関する放送事業者の要望 取りまとめ

令和 2 年 9 月 4 日
総 務 省

1. 日本放送協会(NHK)及び民放在京キー局5社の要望

- NHK及び民放在京キー局5社は、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、これを放送と同等に扱い、著作権及び著作隣接権の権利処理全てについて、一括処理を実現することが不可欠であると考えている(次頁「1. 同時配信等の権利処理課題」参照)。
- 在京キー局5社をはじめとする民放テレビ事業者の多くは、同時配信等を本格実施しておらず、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保し、かつ、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等を図る観点から、「同時配信等」の範囲について、柔軟な内容※とするよう配慮した検討を求めている。

※「同時配信等」の範囲について配慮を求める事項

- ①「追っかけ再生」や、一定期間の見逃し配信等を含めること
- ②同時配信等について放送との地域の同一性は問わないこと
- ③完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないこと
- ④CMについては放送同様、配信における差し替えも容認すべきであること

(出典)NHK・民放在京キー局5社提出「放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する要望」

2. ローカル局の権利処理の現状と課題

- ローカル局122社(在京キー局を除く。)を対象にアンケート調査実施(回答数105社)。
- 同時配信等については、比較的製作時間の短い情報番組やニュースを配信することが多く、数名程度の権利処理担当者が、限られた時間の中で膨大な量の作業を実施している。このため、特に音楽著作権やレコード原盤・レコード実演に係る権利処理の作業に負担感を持っていることが明らかになった。(4頁「2. 結果概要」参照)。

○ 権利処理課題として解決を要望する項目及びその課題の概要は以下のとおり。

1. 同時配信等の権利処理課題

<1. 制度的課題について検討が必要な事項>

① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用	著作権法の権利制限規定について、放送においては権利者の許諾を得ることなく可能となっていることが、同時配信等では不可能となっている規定が存在する。 <例> 著作権法第39条 時事問題に関する論説の転載等 著作権法第40条第2項 政治上の演説等の利用
② 借用素材の権利処理の円滑化	写真、記事、映像、絵画・美術品等、外部から借用している大量の権利物について、放送だけでなく配信の許諾についても、条件や対価の交渉を行わなければならない。 (許諾範囲が放送に限られているもののほか、配信の許諾が明確でないものが存在)
③ 商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応	権利者団体に属さないアウトサイダーについては、個別の許諾が必要となる。 特にレコードについては、放送は報酬請求権であるため許諾不要だが、配信では許諾権が働くため、権利者から事前に許諾を得なければならない。 映像実演についても、管理事業者非加盟の実演家が多く、その場合は個別交渉となる。 (その他、原作、脚本及び音楽著作権について同旨)
④ リポート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減	著作権法第94条により、実演のリポート放送にあたっては、原則的に実演家の権利は報酬請求権(許諾は不要)であるが、配信では別途許諾が必要である。放送から数年後には所属事務所等が不明な実演家が多数発生するため許諾を得ることが困難なことに加え、同時配信等の場合には、配信までの時間が限られていることから裁定制度の利用は難しい。
⑤ 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理	楽曲の著作権は、演奏、放送、映画、ビデオグラム、配信といった区分ごとに管理が分かれており、実態上、同じ楽曲でも放送と配信では管理事業者が異なることがあるため、同時配信等にあたって、放送とまとめてワンストップでの権利処理ができない。

<2. 必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改革が行われれば権利処理の円滑化につながる事項>

⑥ 外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進	配信を行う場合には、放送では不要な外国曲のシンクロ権(音楽と映像を同期させて録音する場合に発生する権利)の処理が発生する。放送番組の二次利用については、包括的なシンクロ権処理スキームが利用可能だが、同時配信は同スキームの対象外との指摘を受けている。
⑦ 著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化	音楽番組における専属解放(アーティストの歌唱・演奏を配信する場合に、アーティストと専属実演家契約を締結しているレコード会社から専属解放の申請と対価を求められる(放送では不要))への対応、スポーツや音楽イベント等の中継権、配信権の権利管理を行う事業者等との個別交渉等の負担等、商慣習上の様々な権利処理が負担となっている。
⑧ 全体的な権利処理の作業負担の軽減	同時配信等では放送と異なる権利処理方法が求められるところ、この権利処理業務には、事前の確認作業から、権利者への申請・報告・支払い等に至るまで、膨大な手間・コスト・労力がかかるため、サービス実施の判断に影響を与えかねない。 (作業負担の問題は必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改革が行われれば権利処理の円滑化につながるもの)

2. 裁定制度について

(著作物の放送に当たっての裁定(第68条)が同時配信等では使えないとの要望のほか)申請書類はすべて電子化し、電子メールでの提出も受付けるなど手続を簡便にすることで利用しやすくなる。また、平成30年度著作権法改正で、NHK等については補償金の事前供託が免除となったが、NHKと同様に民放局も免除の対象とすべきである。

(出典)NHK・民放在京キー局5社提出「放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する要望」
なお、既に同時配信を提供しているNHKについては、当てはまらない事例が存在する。

1. アンケート調査概要

アンケート対象者：民間地上基幹放送事業者(テレビジョン放送)のうち、在京キー局5社を除く122社

実施期間：令和2年7月10日～同年7月20日

アンケート方法：アンケート対象者に対し、日本民間放送連盟を通じてメール送付

回答者数：105社

2. 結果概要

主な設問	回答数が多かった選択肢	回答数(社)
①権利処理担当者の人数	5人未満	95(90.5%)
	5人以上10人未満	6(5.7%)
②同時配信等を行ったことがある放送番組のジャンル ※複数回答可	情報番組(コーナー部分のみの配信を含む)	79
	ニュース	73
	スポーツ競技	61
③同時配信等に係る権利処理の負担が重いもの ※3つまで回答可	音楽著作権	82
	レコード実演・レコード原盤	70
	映像実演	37
④同時配信等に係る権利処理の負担が重い理由 ※3つまで回答可	限られた時間の中で権利処理を行わなければならないから。	66
	膨大な量の著作物等について、配信に係る権利を改めて確認する必要があるから。	60
	インターネット配信に係る使用料が高すぎるから。	27